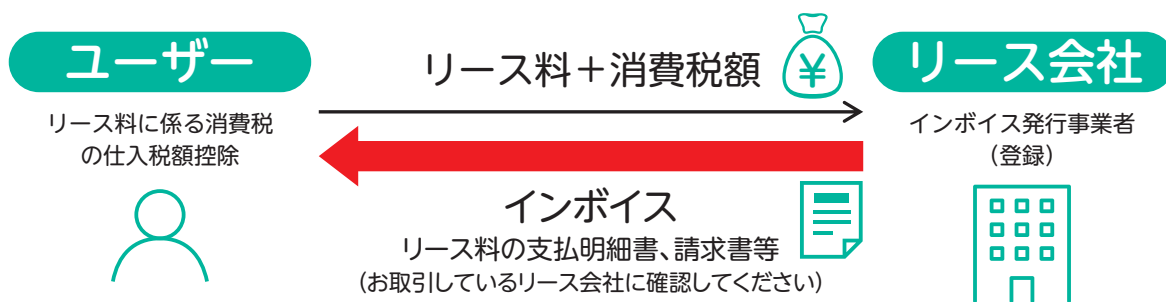


2023年10月1日から消費税の
インボイス制度が始まります

リース取引の インボイス

- 1 リース料に係る消費税の仕入税額控除をする場合、リース会社から交付されたインボイスが必要です。ファイナンス・リースはリース開始時に全額の仕入税額控除を行うことが原則のため、リース開始時にインボイスを交付します。
- 2 ファイナンス・リース(税法上：売買)^{*1}は、2023年9月30日までにリースを開始した場合、10月1日以降にお支払いいただくリース料に係る消費税の仕入税額控除についても引き続きインボイスは不要です^{*2}。
- 3 オペレーティング・リース(税法上：賃貸借)のリース料に係る消費税を仕入税額控除する場合、2023年9月30日以前にリースを開始した取引についても、10月1日以降にお支払いいただくリース料に対してインボイスが必要です。



ファイナンス・リースのインボイス

2023年9月30日までにリース開始

10月1日以降のリース料に対しても**インボイス不要**
(分割控除でも不要)

2023年10月1日以降 リース開始
インボイス必要

インボイスの要件としてリース料総額とそれに係る消費税額を記載

※1 次の①と②の要件を満たす取引です (法人税法64条の2)。

- ① 賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途においてその解除をすることができないものであること、またはこれに準ずるものであること。
- ② 賃借人が、賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているものであること。

※2 所得税法等の一部を改正する法律 (平成28年法律第15号) 附則50条2項により、インボイスの交付が不要とされています。



2023年3月
公益社団法人リース事業協会

リースに関する情報は
当協会ホームページ
をご参照ください



■本パンフレットは2023年3月1日現在の法令等に基づき作成しています。

■本パンフレットの著作権は当協会が有します。当協会の会員会社以外の者の無断利用・無断転載を禁止します。